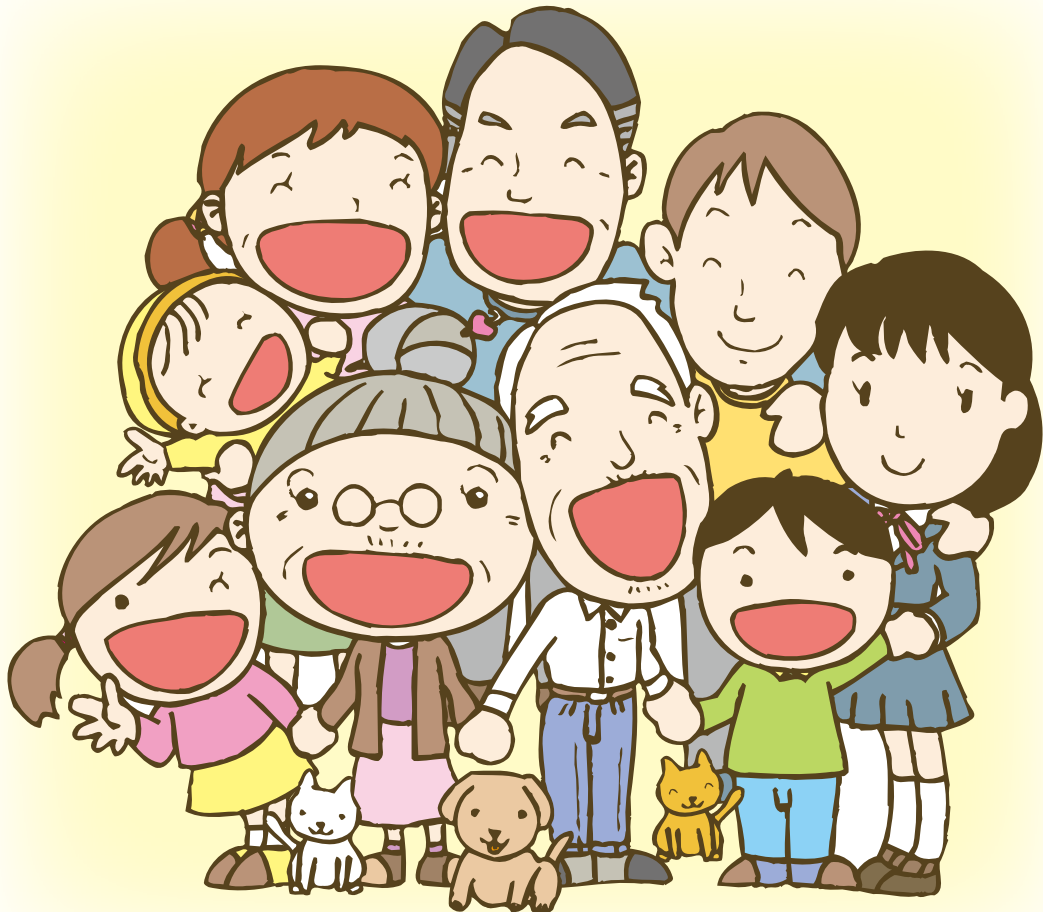


福祉委員活動のてびき

あなたのまちの

# 福祉委員さん



ふれあいネットワーク



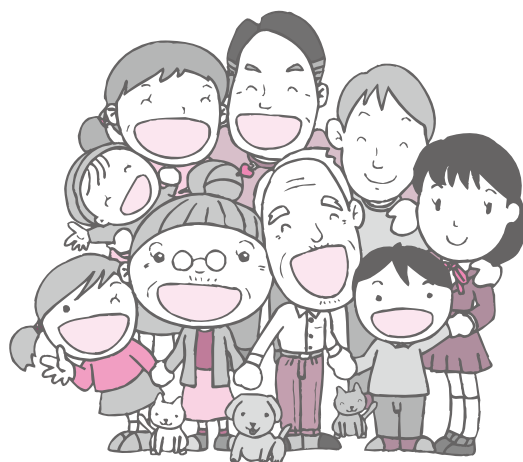
社会福祉  
法人

日田市社会福祉協議会

あなたのまちの  
**福祉委員さん**

・ も く じ ・

福祉委員とは・地域福祉とは	1
福祉委員の役割 その①	2
福祉委員の役割 その②	3
福祉委員の役割 その③	4
活動事例	5
福祉委員の心構え -6ヶ条-	6
日田市社会福祉協議会とは	7
民生委員児童委員とは	7
ボランティア活動保険	8
福祉委員設置規程	9



# 福祉委員とは

## 福祉委員 とは



「福祉委員」とは、最も身近な自治会や隣保班などにおける“地域のアンテナ役”です。

民生委員児童委員・行政・社会福祉協議会などの関係者・専門職等と連携しながら、近隣住民と一緒に『生活・福祉課題（困りごと）』の解決に向けて取り組んでいただく地域のボランティアとして、日田市社会福祉協議会が委嘱しています。

また、「福祉委員制度」は法律などによって設けられた全国的な制度ではなく、各市町村社会福祉協議会が独自に設置するものです。そのため、市町村ごとに名称や役割も多少の違いがあります。

# 地域福祉とは

地域福祉とは、地域の人と人とのつながりを大切に、お互いに助けたり助けられたりする関係や、その仕組みをつくっていくことです。

以前に比べて「地縁」「血縁」が希薄になったといわれる今日、公的なサービスだけでは解決できない『生活・福祉課題（困りごと）』が多く存在します。

そういった『生活・福祉課題』について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していかなければなりません。

福祉委員制度や地区社会福祉協議会には、地域福祉の中心的な役割が期待されています。

## 地域福祉 とは



# 福祉委員の役割 その①

## 住民の「生活・福祉課題（困りごと）」の発見・相談対応

日頃からの近所づきあいや訪問などをおして「生活・福祉課題」を早期に発見。

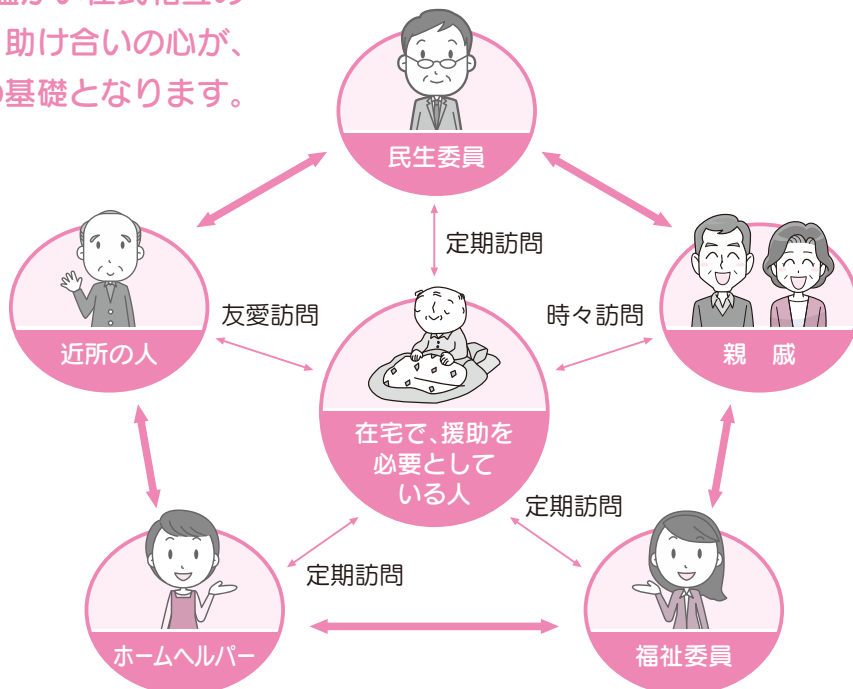
地域には多くの「生活・福祉課題」が潜んでいます。そういった課題を抱える方々が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、周りの方々の見守りが必要です。

そこで、一人だけではなく、地域で活躍する様々な方々とネットワークを構築し、連携して見守ることが重要となります。

地域には、同じように見守り活動を行っている方々がいます。そういった方々と連携をとり、役割分担をしながら地域全体での見守りをお願いします。

実際の活動では、ネットワークの一員として定期的に訪問したり、買い物や散歩のついでにできる見守り活動も大切です。

温かい住民相互の  
助け合いの心が、  
活動の基礎となります。



### ●見守りとは？

ひとりぐらし高齢者等への訪問による安否確認だけではなく、地域の住民同士、事業者などが、ゆるやかに見守ることによって、異変に早期に気づき、必要な支援につなげていくことです。

# 福祉委員の役割 その②

## 地域の民生委員児童委員や行政、専門機関等への連絡・相談

活動の中で見つけた「生活・福祉課題」や気がかりなことなどを、民生委員児童委員・行政・社会福祉協議会・専門機関などへ連絡・相談。

適切な支援を受けていないために深刻な「生活・福祉課題」に発展することもあります。そういった場合は、適切な機関へつなぐことがスムーズな問題解決への近道になります。そのためにも日頃から情報収集に努め、様々な機関を知っておくことが重要です。

また、難しい問題などは一人で抱え込まずに民生委員児童委員・行政・社会福祉協議会・専門機関などへすみやかに連絡や相談をしてください。

### 【主な相談窓口】

#### ●高齢者の総合相談（介護サービスが必要になった時など）

- 地域包括支援センター 担当地区
- 中央地域包括支援センター 《隈庄手、竹田、豆田、田島》 (☎23-2552)
- 西部地域包括支援センター 《朝日、光岡、三花、小野、大鶴、夜明》 (☎26-0036)
- 東部地域包括支援センター 《三芳、高瀬、西有田、東有田、五和》 (☎22-0248)
- 南部地域包括支援センター 《前津江、中津江、上津江、大山、天瀬》 (☎57-9012)
- 地域包括支援センター ブランチまえつえ (☎53-2946)
- 地域包括支援センター ブランチなかつえ (☎54-3838)
- 地域包括支援センター ブランチかみつえ (☎54-3078)

#### ●障がい者の相談窓口

- 障害者相談支援事業
- Beeすけっと (☎23-7897) ● はぎの (☎24-4000)

#### ●子どものことについて

- 市役所 こども未来室 家庭支援係 (☎22-8292)
- 中津児童相談所 (☎0979-22-2025)

#### ●生活上の困りごとや不安について

- ひた生活支援相談センター (☎22-5299)

#### ●地区社会福祉協議会事業（ミニデイサービス・子育てサロン等）について

- 各地区社会福祉協議会 又は 日田市社会福祉協議会

※その他、どこに相談して良いかわからない時などは、お気軽に

日田市社会福祉協議会 (☎24-7026) へご連絡ください。



# 福祉委員の役割 その③

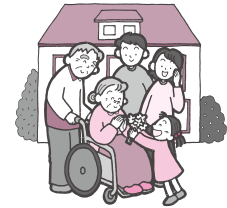
## 地区社協活動や福祉活動への参画・協力

地区社会福祉協議会が行う福祉活動に協力しましょう。  
また、地域で行われている福祉活動にも積極的に参加しましょう。

福祉委員の皆さんには、地区社会福祉協議会の一員としての活動もお願いしています。

### 地区社会福祉協議会(地区社協)とは

地区社会福祉協議会とは、自分たちの生活する地域の福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題と受け止め、日田市社会福祉協議会や関係機関と共に「福祉のまちづくり」を目指す、地元住民主体の団体です。おおむね小学校区単位に設置されており、福祉委員をはじめ、自治会長・民生委員児童委員・ボランティアなど、地域で活躍している方々で構成されています。また、日田市ではミニデイサービス、高齢者の会食交流会、子育てサロンなどの活動をとおして、まちづくりに取り組んでいます。



### 主な地区社協事業

#### ミニデイサービス

地域の皆さんが集まれる「交流の場所」です。小学校区や自治会・集落単位で行われています。歌やレクリエーション等の活動をとおして、家にとじこもりがちな高齢者等の生きがいの創出、心身機能の維持向上を図ることを目的としています。

#### 1人暮らし高齢者会食交流会

日頃、一人で食事をすることが多い一人暮らし高齢者を対象に、大勢の人と楽しく食事をする機会を作ることを目的に開催しています。会食だけでなく、趣向を凝らした催しも行われ、交流の促進や孤独・孤立の防止にもなっています。

#### 子育てサロン

子育て世帯同士の交流を促進するとともに、保護者の育児不安の解消やリフレッシュを目的に開催しています。地域の未就学児を持つ親子が対象です。



# 活動事例

## 事例 ①

Aさんは、毎日、担当地区を散歩しながら見守りが必要な方に声をかけたり、地域に異変が無いかを気にかけています。

ある日、近所の高齢者Bさんがいつも花の水やりをしている時間に姿が見えません。

気になって家を訪ねると、窓越しに倒れているのが見えました。すぐに声をかけ救急車を呼んだため、大事には至りませんでした。



## 事例 ②

Cさんの地区では毎月ミニデイサービスを行っています。

毎月参加している認知症高齢者のDさんと話していると、訪問販売のセールスマンが頻繁に出入りしているようです。

後日、家を訪ねると、訪問販売で購入したと思われる高級羽毛布団などが多数ありました。

そのため、他県に住む息子さんに連絡して、クーリングオフの手続きを促しました。



## 事例 ③

Eさんは子育てサロンで、子育てに悩むお母さんに相談を受けました。

そこで、子育てに関する相談窓口などを紹介し、Eさん自身もたまに訪問して悩みを聞くようになりました。しばらくは悩んでいたようですが、今では子どもも少し大きくなり、お母さんの育児も軌道に乗ったようです。

## 活動のポイント

「新聞受けに郵便物がたまっている」「夜になっても電気がついていない」「見慣れない人が出入りしている」などは変化のサインかもしれません。

変化のサインを敏感に察知することで、実際に訪問する以外にも様々な方法で見守りを行うことができます。



## よくある質問

**Q** 福祉委員と民生委員児童委員の活動の違いは？

**A** 同じように見守りを行いますが、それぞれの制度の中で活動しています。また、民生委員児童委員の活動は行政への協力など、より多岐に渡ります。

日田市では民生委員児童委員の約3倍の方々が福祉委員として活動しており、小さな地域で見守りを行うという点が大きな違いです。

多くの方々が連携して見守っていくことが課題の早期発見につながります。

# 福祉委員の心構え

## － 6 ヶ条 －

### 第 1 条 活動を生活のリズムの中に取り入れましょう。

活動には継続性が必要です。一度に多くのことをしようとするとう無理がきます。余裕をもって、できることから始めましょう。

### 第 2 条 難しい問題は、ひとりで抱え込んだり、判断・行動しないようにしましょう。

難しい問題は、民生委員児童委員や社会福祉協議会、行政など関係機関と連携して問題解決に努めましょう。

### 第 3 条 相手の気持ちになって行動しましょう。

難しいことですが、大切な事です。「してやっている」という考えは禁物。相手や人格を常に尊重することを忘れないでください。

### 第 4 条 活動の中で知った秘密や約束したことは、きちんと守りましょう。

活動の中で知った秘密や約束したことは、きちんと守りましょう。

### 第 5 条 民生委員児童委員との連携に努めましょう。

自分の地区の民生委員児童委員と、日頃から連絡を密にしましょう。小地域の活動では、民生委員児童委員との協働活動が大切です。

### 第 6 条 福祉の情報や制度に関心を持ちましょう。

「私は関係ない…」「誰かが何とかしてくれる」などと思わずに、「福祉」に関心を持つことで、いざという時にアドバイスする材料になります。研修会などに参加して、それらの知識を身につけるようにしましょう。

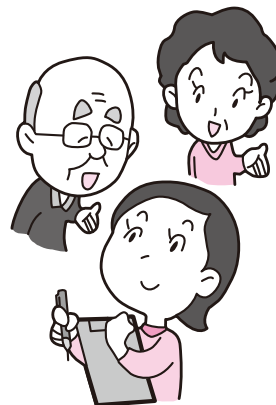


# 日田市社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定された民間組織です。

地域に暮らす方々のほか、社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

日田市社会福祉協議会では「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を理念に、地域住民やボランティアグループ等と協働して、制度では対応しにくい問題にも目を向け、地域社会が要援助者を継続的に支えることができる仕組みづくりに取り組んでいます。



# 民生委員児童委員とは

(全国民生委員児童委員連合会HPより)

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の地方公務員です。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。

## 【民生委員・児童委員活動の7つのはたらき】

- 1. 社会調査** 担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。
- 2. 相 談** 地域住民が抱える課題について、相手の立場にたち、親身になって相談にのります。
- 3. 情報提供** 社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
- 4. 連絡通報** 住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をはたします。
- 5. 調 整** 住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。
- 6. 生活支援** 住民が求める生活支援活動を自ら行ない、また支援体制をつくっていきます。
- 7. 意見具申** 活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関等に意見を提起します。

# 全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



## 対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること  
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
  - ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
  - ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。  
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

## 保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

## 補償金額(保険金額)・保険料

		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,200万円	1,800万円	
	後遺障害保険金	1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)	5億円 (限度額)	
年間保険料	基本タイプ	300円	450円	
	天災タイプ <sup>(※)</sup> (基本タイプ+地震・噴火・津波)	430円	650円	

(※)天災タイプでは、天災(地震・噴火・津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

## ボランティア行事用保険 (普通傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

## 送迎サービス補償 (普通傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

## 福祉サービス総合補償

(普通傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険)

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 地域福祉サービス
- 介護保険サービス など

● お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**  
(引受幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
TEL:03(3593)6824

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763  
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

日田市社会福祉協議会は、福祉委員の皆さんが安心して活動できるようにボランティア活動保険をかけています。万が一、活動中におケガなどをされた場合は、すぐにご連絡ください。  
日田市社会福祉協議会 ☎0973-24-7026

# 社会福祉法人 日田市社会福祉協議会 福祉委員設置要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、地域住民の福祉の増進と民生の安定を図り、もって健康で明るい豊かな福祉の町づくりに貢献するため福祉委員を設置する。

## (選任等)

**第2条** 福祉委員は、社会福祉に関心を有し、かつ、深い理解と熱意を有する者で次に掲げる地区から推薦された者を日田市社会福祉協議会長（以下『会長』という。）が委嘱する。

日隈	若宮	咸宜	桂林	三芳	光岡	高瀬
朝日	三花	西有田	東有田	小野	大鶴	夜明
五和	前津江	中津江	上津江	大山	天瀬	

2 福祉委員の定数は、各地区ごとにおおむね30世帯から50世帯に1人の割合の数とする。

## (任期)

**第3条** 福祉委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 福祉委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (職務)

**第4条** 福祉委員は、第1条の目的を達するため、民生委員・児童委員と相連携し、次の職務を行う。

- (1) 福祉の啓発に関すること。
- (2) 民生委員・児童委員への協力と相互の福祉情報の交換に関すること。
- (3) 地区内における福祉の実態と問題点の把握に関すること。
- (4) 地区住民の福祉ニーズの把握に関すること。
- (5) 要援護者に対する指導、助言及び援助に関すること。
- (6) ボランティアの発掘と育成に関すること。
- (7) 県、市その他福祉団体等の主催する福祉行事への協力に関すること。
- (8) その他目的達成のため必要な事項。

## (遵守事項)

**第5条** 福祉委員は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 福祉委員としての資質の向上に努めること。
- (2) 地区住民の信頼と尊敬を得られるよう努めること。
- (3) 福祉活動中、知り得た秘密を保持すること。

## (研修)

**第6条** 会長は、福祉委員の資質向上のため必要に応じて研修会を開催するものとする。

## (報酬及び費用弁償等)

**第7条** 福祉委員は、地区の奉仕者であることの観点から、無報酬とする。

ただし、研修会等に出席した場合予算の範囲内で費用弁償を行うことができる。

2 会長は、福祉委員の福祉活動中における災害保険に加入しなければならない。

## (委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 日田市社会福祉協議会が行う 主な居宅介護サービス

- **居宅介護支援事業（ケアプランの作成）**  
ケアマネージャー（介護支援専門員）がケアプラン（サービス利用計画）の作成と管理を行います。
- **訪問介護事業（ホームヘルプサービス）**  
ホームヘルパーが自宅にお伺いして、身体介護・生活支援サービスを提供します。
- **通所介護事業（デイサービス）**  
身体状況チェック、入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供します。
- **福祉用具貸与事業**  
電動ベッド、車イスを貸し出します。  
(介護認定を受けていない方にも貸出できます)
- **障がい福祉サービス事業**  
障がいのある方に対して、ホームヘルパーが自宅にお伺いして、身体介護・家事支援サービスを提供します。

### 問い合わせ先

- 日田本所 〒877-0003 大分県日田市上城内町1番8号  
日田市総合保健福祉センター（ウェルピア）3F  
代表 ☎(0973) 24-7026 介護サービス事業課 ☎(0973) 27-6033

---

- 前津江支所 〒877-0212 大分県日田市前津江町大野2184番地1 ☎(0973) 53-2946
- 中津江支所 〒877-0301 大分県日田市中津江村柝野2620番地1 ☎(0973) 54-3838
- 上津江支所 〒877-0311 大分県日田市上津江町川原3938番地 ☎(0973) 54-3126
- 大山支所 〒877-0201 大分県日田市大山町西大山3610番地1 ☎(0973) 52-3454
- 天瀬支所 〒879-4122 大分県日田市天瀬町合田1986番地2 ☎(0973) 57-3157